

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：全職種
- ・地域：国内

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：シティコンピュータ株式会社

東京支社	長屋 葵 (03-6659-8111)
大阪支社	中村 友和 (06-6466-7080)
札幌オフィス	山口 翔平 (011-252-1577)
福岡オフィス	成 燦 (092-707-1705)
和歌山本社	前芝 可奈 (073-474-0456)

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

■東京支社

136-0075 東京都江東区新砂 1-6-35 JMF ビル東陽町 02 7 階

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業からの求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は、求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ▼職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50.0% 手数料負担者は 求人者 とします。

■大阪支社

553-0005 大阪府大阪市福島区野田 5 丁目 17 番 22 号 大拓ビル 3 階

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業からの求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は、求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ▼職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30.0% 手数料負担者は 求人者 とします。

■札幌オフィス

060-0042 北海道札幌市中央区大通西 1 丁目 14-2 桂和大通ビル 50 6 階

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業からの求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は、求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ▼職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50.0% 手数料負担者は 求人者 とします。

■和歌山本社

〒640-8317 和歌山県和歌山市北出島 12-8 シティビル

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業からの求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は、求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ▼職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30.5% 手数料負担者は 求人者 とします。

■福岡オフィス

810-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 27 番 25 号 第 2 岡部ビル 6 階 A 室

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業からの求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は、求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ▼期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 25.0% ▼期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定所や労働条件通知書等に記載されている額) の 25.0% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報保護方針程」に基づき、適正に取り扱います。

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 60%
- 2 入社後1ヶ月以上2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- 3 入社後2ヶ月以上3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

以上